

長崎市創業者広報活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、販路の拡大又は開拓を目的として、事業内容の情報発信のために行うホームページの新設や広報誌作成などの広報活動を行う市内の創業者に対し、予算の定める範囲内において、長崎市創業者広報活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第23項に規定する者をいう。
- (2) 創業支援事業計画 法第113条第1項に規定する計画をいう。
- (3) 特定創業支援事業 法第2条第5項に規定する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。ただし、個人の事業者にあつてはその代表者が市内に住所を有すること。
- (2) 本市の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を受けている創業者であること。
- (3) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、同様の趣旨の他の補助金等の交付（国及び県によるものを含む。）を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、創業者が、販路の拡大又は開拓を目的として、継続的・複合的に事業内容の情報発信を行う広報活動であり、かつ、市内に本店がある事業者（長崎市建設工事等入札参加資格者名簿又は物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。）に発注する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) ホームページ開設に要する委託料
- (2) 広告掲載費
- (3) パンフレット・チラシの作成に要する委託料
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額及び補助金の交付の回数)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その額が20万円を超えるときは20万円とする。

2 補助金の交付の回数は、同一年度内において、同一補助対象事業につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、補助対象事業を行う年度の1月末日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、補助事業（収支）計画書（第1号様式）とする。
- 3 規則第3条第1項第5号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書
 - (2) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類（非課税の場合にあつては、その旨を申し立てる書類）
 - (3) 第4条に規定する事業者との委託契約に係る経費の見積書の写し
- 4 規則第3条第1項第3号及び第4号の書類は、規則第3条第2項の規定により省略する。
- 5 補助金を申請しようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合はこの限りではない。
（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項第4号の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の申請年度の末日までに創業していること。
- (2) 補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、これを補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- (3) 補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間、事業の効果及び経営状況について市長に報告を求め調査することができる。

対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

また、市長に報告があつた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を本市に納付させることがある。

（補助対象事業の変更）

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、市長が補助金額の変更及び事業内容の大幅な変更を伴わないと認める総事業費の20パーセント以内の変更をいう。

- 2 規則第5条第3項の規定により同条第1項第1号の承認を受けるために提出する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に添付する書類は、補助事業変更書（第2号様式）とする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項に規定する期日は、補助金の交付の決定が行われた日から1月を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条に規定する期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- 2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、補助事業実施明細書（第3号様式）とする。
- 3 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 登記事項証明書（個人事業者にあつては、代表者の住民票及び個人事業の開業届出書の写し）
 - (2) 開設したホームページのデータを印刷した書類若しくは作成した広報誌等又はデータを

記録した記録媒体

(3) 契約書、領収書等の補助対象経費の支出を明らかにする書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(成果の公開)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果を公開することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。